

●介護予防・地域支え合いなどのサービス

ひとり暮らし高齢者・寝たきり高齢者調査

民生委員児童委員の協力を得て、ひとり暮らしの高齢者および在宅の寝たきりの高齢者の調査を実施しています。

調査時期 毎年9月頃

高齢者地域支えあい事業

社会福祉協議会地区福祉委員会の小地域ネットワークを中心として、ひとり暮らしの高齢者等に対して、安否確認を目的とした見守り・声かけ訪問運動を行っています。

問合せ先 高槻市社会福祉協議会（☎674-7497）

緊急通報装置等の設置

日頃から健康不安を抱えている在宅の高齢者等を対象に、緊急な援助が必要なとき、速やかに対応するため、緊急通報装置等をレンタルし、設置します。

対象者 ひとり暮らしの高齢者（日中等ひとり暮らしの方を含む）又は高齢者のみの世帯
※熱感知センサー：対象者の内、ひとり暮らしの方のみ

※モバイル端末型緊急通報装置：対象者の内、固定電話回線を設置できない方のみ

利用料 緊急通報装置 月907円(税込)、緊急通報装置及び熱感知センサー 月1,688円(税込)

※市町村民税の非課税世帯は無料

モバイル端末型緊急通報装置 月1,089円(税込)

※市町村民税の非課税世帯は半額、生活保護受給世帯は無料

その他 自宅玄関の合鍵を委託業者に預けること

介護用品（紙おむつ）の支給

重度の介護を要する在宅の高齢者を介護している家族に、紙おむつ等の介護用品を毎月自宅に配達します。

対象者 介護保険で「要介護4又は5」と認定された在宅の高齢者を現に介護している家族の方（介護を受けている方と主たる介護者の世帯全員が市民税非課税であること。）

支給品目 市が決定した紙おむつの品目から選択

おむつ使用確認書の発行

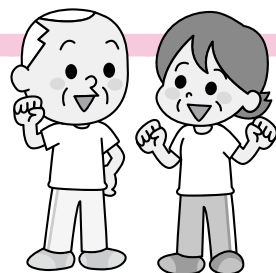
介護認定を受けておむつを使用している方が、確定申告で医療費控除を受けるための「おむつ使用確認書」を発行しています。なお、市で確認書を発行できる方は、要件を満たしている方となります。詳細はホームページ又はお電話でご確認ください。

※要件を満たしていない方は、医療機関で「おむつ使用証明書」にて証明を受けることになります。なお、おむつ使用証明書の用紙は長寿介護課で配布しています。

地域包括支援センター主催の介護予防教室

高齢者ができる限り要介護状態、寝たきりとなることなく健康でいきいきとした生活が送れるよう介護予防教室を開催しています。

利用料 無料（必要に応じて実費負担）



シルバーハウジング生活援助員の派遣

ひとり暮らしの高齢者等が安心して生活ができるように、住宅の設備・仕様に配慮した公営住宅（大阪府の住宅施設）に、生活相談や緊急時にも対応できる生活援助員を派遣します。

- 対 象 者** 65歳以上のひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯
- 対象住宅** 府営高槻城東住宅（20戸） ※入居者については、府が募集
- 利 用 料** 家賃以外に所得に応じた負担金が必要

障がい者控除対象者の認定

障がい者手帳等の交付を受けておられない6ヶ月以上寝たきりや認知症で複雑な介護を要する方、身体に障がいがあるが障がい者手帳の取得が難しい方に「障がい者控除対象者認定書」を発行しています。確定申告時に「障がい者控除対象者認定書」を提示すれば、障がい者控除を受けることができ、所得税・住民税の軽減が受けられます。

- 対 象 者** 障がい者手帳等の交付を受けておられない65歳以上の方、寝たきりの方の場合は65歳未満でも該当する場合あり

救急医療情報キットの配付

ひとり暮らしの高齢者（日中等ひとり暮らしの方を含む）又は高齢者のみの世帯に救急医療情報キットを配付します。キットは医療情報を記入する用紙やシール等で、救急時に必要な情報（持病、かかりつけ病院、緊急連絡先など）を、冷蔵庫に保管しておくものです。

高齢者の方に異変が起こって救急隊が駆けつけた時に、救急隊員が用紙から必要な医療情報を迅速に把握して、その後のスムーズな対応に繋げていくことを目的としています。

- 対 象 者** ひとり暮らしの高齢者（日中等ひとり暮らしの方を含む）又は高齢者のみの世帯
- 配 付** 無料

生活支援サポーター事業

介護保険サービス等で対応できない、高齢者の日常生活でのちょっとした困りごと（買い物や外出時の付き添い、見守りなど）を生活支援サポーター（ボランティア）がお手伝いします。

- 対 象 者** 65歳以上の在宅高齢者
- 利 用 料** 無料（1回概ね2時間まで） ※活動にかかる実費は利用者負担になります。
- 問合せ先** 高槻市社会福祉協議会（☎ 674-7497）

生活支援コーディネーター

生活支援コーディネーターは、高齢者が暮らしやすい地域にするために、生活支援サービスや地域の様々な活動に関する情報を収集し、高齢者の生活上の困りごとの支援や通いの場の充実に取り組んでいます。

●お知らせください

- ・空き部屋やスペースを使って地域貢献がしたい
- ・地元で助け合いのボランティア活動を始めたい

●ご相談ください

- ・気軽に立ち寄れる場所（カフェ、サロン、趣味活動の場など）を知りたい
- ・住民同士の助け合い活動の紹介 など

- 問合せ先** 高槻市社会福祉協議会 生活支援コーディネーター（☎676-9052）

●生きがいと健康づくり、社会参加促進などのサービス

老人クラブの活動助成

おおむね60歳以上の会員で構成し、地域の高齢者が自主的に設立した団体（老人クラブ）に、老人クラブ活動の活性化を図るために、会員数に応じて活動費を助成します。（新規結成についてはご相談ください）

助成費	会員数	71人以上	31人～70人	21人～30人	20人
助成額		2,700円×年間月数に30人を超え70人までは1人あたり月額180円、70人を超えた会員数には1人あたり月額120円を加算した額（ただし、上限額:500,000円）	2,700円×年間月数に30人を超えた会員数に1人あたり月額180円を加算した額	1,800円×年間月数に20人を超えた会員数に1人あたり月額90円を加算した額	1,800円×年間月数

老人クラブの日帰り旅行への助成

老人クラブ活動の活性化を図るとともに、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することを目的に、日帰り旅行にかかる費用の一部を助成します。

助成回数

各老人クラブごとに年1回

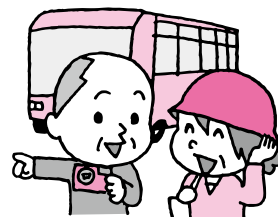
助成費

貸し切りバス調達の場合

参加人数	補助上限額
10人～25人	96,000円
26人～50人	120,000円
51人～	216,000円

旅行ツアー、公共交通機関（鉄道等）を利用した場合

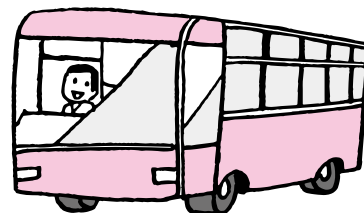
補助上限額
2,000円／人



市営バス乗車券（ICカード）の交付

高齢者が積極的に外出できる機会を増やすために、市営バス全路線に割引（1乗車100円）若しくは無料で乗れる乗車券（ICカード）を交付します。ご利用いただく場合は、市内37箇所の郵便局で申請手続きが必要です。

対象者	割引乗車券…70歳から74歳の方 無料乗車券…75歳以上の方 ※対象者の年齢には経過措置があります
申請書の発送時期	誕生日の1週間程度前に自宅に郵送 転入された方は、転入日の翌月に自宅に郵送 ※すぐに利用される場合は、長寿介護課に連絡
申請方法	申請書と本人であることが確認できる書類を用意し、市内郵便局で手続きが必要
申請窓口	市内郵便局（樫田簡易郵便局を除く）
乗車券（ICカード）交付	申請手続き後、郵便局で即日交付します。交付後はすぐに利用できます。割引乗車券は、事前に1,000円単位の現金チャージが必要です。
乗車方法	乗るとき・降りるときにICカード読み取り機にタッチしてください。他の交通系ICカード（ICOCA等）と重ねてタッチできませんので、ご注意ください。
再交付	紛失・破損等で使えなくなった場合は、長寿介護課で手続きが必要です。（再交付の際には、手数料500円が必要。）



敬老祝品の贈呈

長寿をお祝いして、市内最高齢の方に、敬老祝品を贈呈します。90歳の方には、市長のメッセージカードを贈呈します。

対象者 9月15日現在で、90歳・市内最高齢の方

メッセージカード 9月に自宅へ配達（申請は不要）

内閣総理大臣からの祝状及び記念品の贈呈

敬老の日の記念行事として、年度中に100歳を迎える高齢者に対し、内閣総理大臣から祝状及び記念品が贈呈されます。市より、9月15日以降高齢者宅等にお届けします。

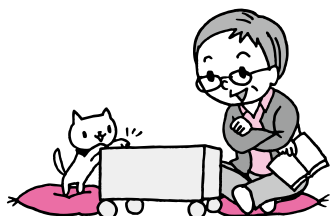
シルバー人材センター

経験や技術を活かして、生きがいの充実や社会参加、社会貢献の機会を希望する60歳以上の方に、臨時・短期的、またはその他軽易な就業の場を提供しています。

問合せ先 公益社団法人 高槻市シルバー人材センター（☎681-2751）
※会員登録が必要（年会費1,500円が必要）

すこやかテラス（市立老人福祉センター）

すこやかテラスは、60歳以上の方が健康で明るい生活を営むために、教養の向上、健康づくり、レクリエーションの場、憩いの場として利用できる施設で、市内に5施設あります。



①富田すこやかテラス	富田町 2-4-9	☎ 694-7212
②郡家すこやかテラス	郡家新町 48-6	☎ 685-0479
③春日すこやかテラス	春日町 21-28	☎ 671-7872
④山手すこやかテラス	山手町 2-2-2	☎ 685-4656
⑤芝生すこやかテラス	芝生町 4-3-11	☎ 678-6620

※②郡家④山手のみ送迎の巡回バスを運行しています。

利用料 無料

施設内容 介護予防教室への参加や、囲碁・将棋・カラオケ・バンパーなどの各種趣味教室が楽しめます。来館者が利用することができるWi-Fi環境が整っています。

高齢者文化作品展

高齢者が、日常生活の中で創造した、書道・俳画・写真・華道・手芸等の作品を展示し、交流の輪を拡大します。

開催時期 毎年9月頃に開催

シニアハイキングの開催

高槻市シニアクラブ連合会ハイキング委員会が開催します。
市内及び市内近郊のハイキングコースを巡ります。

問合せ先 高槻市シニアクラブ連合会(☎683-9029)



成年後見制度に関する相談

認知症などにより、判断能力が不十分になった方の財産管理や重要な契約を支援するため、親族等の申立てにより、家庭裁判所が成年後見人、保佐人、補助人を選任します。成年後見に関する様々なご相談を受け付けています。なお、申立をする親族がいない場合は、市長が申立を行うことも、可能ですので、ご相談ください。

※判断能力が不十分になった時に備える任意後見制度もあります。

高齢者虐待防止（相談、連絡先）

高齢者虐待についての相談窓口、虐待を見かけられた場合の連絡先は以下のとおりです。

問合せ先 福祉相談支援課 ☎674-7171
地域包括支援センター（76～77ページをご覧ください）

日常生活自立支援事業

判断能力が不十分なため、福祉サービスの適切な利用や金銭管理が困難な方に、福祉相談・金銭管理サービスなどの援助を行います。（利用料：収入や預貯金の額によってサービス毎に無料～3,000円／月）

問合せ先 高槻市社会福祉協議会（☎661-7000）

老人福祉法による緊急措置

介護保険の訪問介護、通所介護、短期入所、グループホーム、特別養護老人ホームへの入所など介護認定がされるまでの期間、措置をします。

対象者 家族からの虐待、認知症等で介護保険の申請ができない方

利用料 自己負担分が必要となります。

生活管理指導短期宿泊事業

65歳以上で、日常生活に不安がある方が一時的な体調不良の場合等に、短期間、施設に入所し、改善を図ります。事前登録及びかかりつけ医の診断書が必要です。

対象者 ひとり暮らしの方で、日常生活に不安があり、一時的な体調不良になった方等（月1回の利用で7日以内まで利用可能）

利用料 1日あたり1,352円 ※利用料の内1,000円は食材料費相当額

養護老人ホーム入所

おおむね65歳以上で、環境上（1人で生活することが困難な状態等）および経済的な事情により、自宅で生活することが困難で市内に住民票等のある方が入所できます。

利用料 本人及び扶養義務者の収入に応じて負担金が必要

配食サービス事業

栄養バランスのとれた夕食を自宅へ配達するとともに、安否などを確認し、健康状態に異常があれば関係機関に連絡します。

週6回（月～土曜日）までの利用となります。

※なお、食の自立の観点から、申請にあたっては介護保険サービスやその他のサービスとの総合調整を行います。

対象者 65歳以上の方で、高齢・心身の障がいおよび疾病等の理由で調理困難なひとり暮らしまたは高齢世帯の方（重度の障がい者のみの世帯の方を含む）

利用料 食材費及び調理費として1食550円

●認知症の方へのサービス

行方不明高齢者SOSネットワーク

認知症高齢者等が行方不明となった場合に備えて、情報を事前登録し、行方不明時には協力機関にFAX送信による情報提供を行い、迅速な発見を目指します。

対象者 認知症等により行方不明になる恐れがある方

利用料 無料

見守り安心ネットワークシール

認知症高齢者等が行方不明となった場合に備えて、二次元コード付のシールを配布し、そのコードを携帯電話で読み込むと連絡先が表示され、保護された後のスムーズな身元確認を行うことができます。

対象者 認知症等により行方不明になる恐れがある方
（行方不明高齢者SOSネットワークに登録している方）

利用料 無料

行方不明高齢者家族支援サービス

認知症高齢者が行方不明となった場合、位置検索システム（GPS）を利用し、家族が早期に居場所を特定することにより、高齢者の安全の確保と介護者の負担軽減を図ります。

対象者 認知症により行方不明になる恐れがある在宅高齢者を介護している家族の方

利用料 位置検索時の通信料及び情報提供料等の負担があります。

認知症地域支援推進員

高槻北地域包括支援センターと五領・上牧地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置しています。認知症疾患医療センター（新阿武山病院）等と連携を図りながら相談・支援を行います。

問合せ先 高槻北地域包括支援センター ☎687-8010 FAX644-8011
五領・上牧地域包括支援センター ☎660-3608 FAX660-3601

認知症初期集中支援チーム

40歳以上で、ご自宅で生活されている方で、認知症の診断が無い方、または診断を受けておられても継続的なサービスを受けられていない方に対し、支援を行うチームです。チームは医療・介護の専門職で構成され、困りごとに対して、受診勧奨やサービス利用等についての支援を行います。

問合せ先 福祉相談支援課 ☎674-7171

若年性認知症の本人と家族のつどい「ひまわりの会」

毎月定期的集まって、本人・家族ごとに交流会を行っています。

問合せ先 ひまわりの会（事務局）高槻北地域包括支援センター ☎687-8010

認知症サポーター養成講座

認知症サポーターとは、認知症に対する正しい理解を持った認知症の人への「応援者」です。認知症サポーターとなるためには、認知症サポーター養成講座の受講が必要です。

詳細は、福祉相談支援課または地域包括支援センター（76～77ページ参照）へお問い合わせ下さい。

利 用 料 無料

認知症カフェ

認知症の人や家族、地域の方、どなたでも参加できる場所です。認知症について学んだり、相談をすることができます。月に1回程度市内10数箇所で開催されています。

開催場所や時間は、認知症地域支援推進員(P59)・地域包括支援センターへおたずねください。

ガイドヘルパーの派遣

障がいのため外出が困難な場合に、外出時の移動介助の支援を行います。
以下はサービス対象外となります。

- ①宗教活動（集会・布教などを含む）
- ②営利活動（通勤を含む）
- ③定期的な通院等



- 対象者**
- (1)身体障がい者：付き添いをする方がいないため、外出が困難な「外出時に車いすを常用する」下肢、体幹機能等の障がい者又は、両上肢機能全廃等の両上肢障がい者
 - (2)知的障がい者：付き添いをする方がいないため、外出が困難な知的障がい者
 - (3)精神障がい者：付き添いをする方がいないため、外出が困難な精神障がい者
- ※視覚障がい者の方については、移動時及びそれに伴う外出先において必要な代筆、代読等の視覚的情報支援や移動の援護その他必要な支援を行う「同行援護」というサービスがあります。
※施設入所者は施設種別により利用できない場合があります。

高槻市重度障がい者福祉タクシー料金助成

福祉タクシーを利用するとき、1回の乗車につき基本料金相当額を助成します。

- 対象者** 市民税所得割非課税世帯および生活保護世帯のうち下記①～③に該当する方
- ①身体障がい者手帳の交付を受け、肢体、視覚、内部障がい（心臓・腎臓・呼吸器・免疫・肝臓障がい）の総合等級が1・2級、及び体幹機能障がい3級
 - ②療育手帳の交付を受け、総合判定がA判定
 - ③精神障がい者保健福祉手帳の交付を受け、等級が1級
- 助成額** 福祉タクシー1回の乗車につき基本料金相当額を助成
(交付枚数：年間最大48枚（4枚／月×残月数）)
※入院・施設入所者の適用除外等があります。
※タクシー会社の指定があります。

相談支援事業

障がい者とその家族の方に対して、生活支援のための相談等に応じています。

- 対象者** 障がい者とその家族
- 相談窓口**
- | | |
|-----------------------------|---------------------------|
| 聖ヨハネ障がい者相談支援事業 | (☎ 672-0267 FAX 661-3508) |
| (高槻市立障がい者福祉センター内) | |
| 生活支援センターあんだんて | (☎ 681-4755 FAX 681-4900) |
| 高槻地域生活支援センターオアシス | (☎ 662-8130 FAX 662-8131) |
| 相談支援センターわかくさ | (☎ 668-3851 FAX 679-3044) |
| 相談支援センタースキップ | (☎ 668-4620 FAX 668-4530) |
| 地域生活支援センターらいと | (☎ 686-5833 FAX 686-5822) |
| 高槻西部地域活動支援センターステップ | (☎ 694-9898 FAX 694-9899) |
| 地域生活相談所ライラック | (☎ 676-5513 FAX 676-5531) |
| 高槻市障がい者基幹相談支援センター（福祉相談支援課内） | (☎ 674-7171 FAX 674-5135) |

問合せ先 福祉相談支援課 ☎ 674-7171

その他サービス

障がい者手帳を所持している方や、政令で定める難病により障がいがある方などに、補装具・日常生活用具などの障がい福祉サービスを提供できる場合があります。

新高額障がい福祉サービス等給付費の支給

内 容 65歳になるまで5年以上障がい福祉サービスを利用した人で、現在介護保険サービスを利用している人は、利用した一部の介護保険サービスの利用者負担が軽減されます。

対 象 者 下記①～③のすべてに該当する方
 ①65歳に達する日前の5年間にわたり介護保険に相当する障がい福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所)の支給決定を受けていた
 ②65歳に達する日の前日時点で障害支援区分2以上で、「市民税非課税世帯」又は「生活保護世帯」に属していた
 ③65歳までに介護保険サービスを利用していない
 ※利用者負担軽減の対象となる介護保険サービスについては、別途要件があります。
 詳細は障がい福祉課(☎674-7164)までお問い合わせください。

特別障がい者手当の支給

対 象 者 身体又は認知症等精神の疾病により著しく重度の障がいのある方、又はこれらが二つ以上重複している方で、日常生活において、常時特別の介護を必要とする状態の方
 ただし、以下に該当する方は支給されません。
 ①本人が、障がい者支援施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホームに入所している場合(有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、認知症対応型グループホームなどを除く。)
 ②本人が3か月以上入院している場合。(介護老人保健施設含む)
 ③本人、配偶者又は扶養義務者の所得が一定額以上の場合。
 ※詳しい要件は、障がい福祉課(☎674-7164)までお問い合わせください。

重度障がい者医療費の助成

重度障がい者に対し医療費の一部を助成することにより、安心して十分な治療を受けていただくものです。

対 象 者 健康保険に加入している人で次に該当する人が対象になります。(所得制限あり)
 身体障がい者手帳1級又は2級所持者、療育手帳Aの方、身体障がい者手帳3級～6級所持者で療育手帳B1の方、精神障がい者保健福祉手帳1級所持者、特定医療費(指定難病)受給者証又は特定疾患医療受給者証の所持者で、障がい年金1級又は特別児童扶養手当1級に相当する方

内 容 上記に該当する方は、医療機関で医療を受けた場合に支払う一部負担金が助成されます。1医療機関当たり1日500円以内の一部自己負担額の支払いのみで医療が受けられますが、事前に申請をして「重度障がい者医療証」の交付を受け、医療機関の窓口で提示する必要があります。1か月の間に上記一部自己負担額の支払い合計額(月単位)が3,000円を超えられた方は、申請により超過額分の助成を受けられます。

後期高齢者医療制度

75歳以上の方と、広域連合に一定の障がいがあると認定された65歳以上の方は、後期高齢者医療制度で医療を受けます。この医療制度の運営は各都道府県に設置された後期高齢者医療広域連合が行いますが、窓口業務は市が行います。

対象となる方

対象となる方	いつから
75歳以上の方(*1)	75歳の誕生日当日から
65歳から74歳の方で、申請により広域連合が一定の障がい(*2)があると認めた方	広域連合の認定を受けた日から

(*1) 75歳以上の方は、74歳までに加入していた医療保険の種別に関わらず、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

(*2) 一定の障がいの程度とは？

- ・国民年金法等における障がい年金：1・2級
- ・身体障がい者手帳：1・2・3級および4級の一部
- ・精神障がい者保健福祉手帳：1・2級
- ・療育手帳：A

内 容

医療機関で、「マイナ保険証（健康保険証としての利用登録を行ったマイナンバーカード）」又は「後期高齢者医療資格確認書」を提示し、医療を受けた場合は、原則として総医療費の1割（一定以上の所得がある方及び同じ世帯の方は2割、現役並み所得者及び同一世帯の方は3割）の一部負担金を支払います。

【表】の自己負担限度額（1か月）を超えて支払った方には、超えた分が高額療養費として支給されます。その場合、後日に通知がありますので同封の申請書を提出（郵送可）して下さい。

※高額療養費の計算には、入院時の食事代や保険診療外の差額ベッド代などは含みません。

【表】自己負担限度額（1か月）

区 分			負担割合	自己負担限度額(月額)	
				外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者	Ⅲ	課税所得690万円以上	3割	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	※(140,100円)
	Ⅱ	課税所得380万円以上		167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	※(93,000円)
	Ⅰ	課税所得145万円以上		80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	※(44,400円)
— 一般			2割	18,000円 (年間上限14.4万円)	57,600円 ※(44,400円)
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ		1割	8,000円	24,600円
	低所得Ⅰ				15,000円

※ () 内の金額は、高額療養費に該当した月から直近1年間に、世帯単位で3回以上高額療養費に該当した場合の4回目以降の額（他の医療保険での支給回数は通算されません）。

ご注意！

電話での「お金の話」は詐欺！

固定電話は、家にいる時も留守番電話に設定！
知らない番号からの電話には出ないようにしましょう

「還付金がある」「あなたのカードが不正に使われている」などの電話をきっかけとした、「特殊詐欺」の被害が市内で急増しています。相手は、だましのプロ！話をしてはいけません。あなたの財産を守るため、今すぐ「留守番電話」で対策しましょう。もし、電話に出てしまったら、すぐに電話を切りましょう。



あやしいと思ったら
すぐに
相談！

高槻警察署

672-1234

消費生活センター

682-0999

各種健（検）診等

健康を管理し、病気を発見するために各種健（検）診を実施しています。市内の実施医療機関（個別）や保健センター等（集団）で受診することができます。

【実施期間 4月1日～翌年3月15日】要予約の場合あり

健（検）診名		対象者	料金	検査内容など
特定健康診査 ※1		高槻市国民健康保険加入の当該年度に40～74歳の人（75歳の誕生日前日まで）	無料	身体計測、診察、尿検査、血圧測定、血液検査、心電図検査など
特定保健指導 ※1		特定健康診査の結果、メタボリックシンドロームのリスクが高いと判定された人（服薬中の人は除く）	無料	医師、保健師、管理栄養士等による、生活習慣改善のための保健指導
健康診査		●満30～39歳 ●保険証等をお持ちでない当該年度40歳以上の生活保護受給者	無料	身体計測、診察、尿検査、血圧測定、血液検査、心電図検査など （満39歳であっても、今年度40歳になる人は、原則ご加入の医療保険者が実施する特定健診を受診してください。）
がん検診	肺がん	満40歳以上 ※65歳以上の人は結核検診も同時に実施	無料	胸部エックス線検査 喀痰（満50歳以上で喫煙量が基準値以上の人のみ実施）
	胃がん	満50歳以上 （昨年度、未受診の人）		胃部エックス線検査（バリウム）又は胃内視鏡検査（胃力メウ） （胃内視鏡検査は実施医療機関（個別）でのみ受診可）
	大腸がん	満40歳以上		便潜血検査（2日法）
	子宮頸がん	満20歳以上の女性 （昨年度、未受診の人）		視診、細胞診、内診
	乳がん	満30歳以上の女性 （昨年度、未受診の人）		超音波検査（満30～39歳）又はマンモグラフィ検査（満40歳以上）
前立腺検査（PSA検査） ※2		満50歳以上89歳以下の男性（一定条件に該当する人）	無料	血液検査 （前立腺がんや前立腺疾患で治療中、経過観察中の人（過去の検診や診療でPSA4.0ng/ml以上であった人も含む）は市の検診として受診できません。ただし、精密検査などでPSA4.0ng/ml未満になり、治療や経過観察が終了している人は受診可。）
肝炎ウイルス検診 ※2		当該年度40歳以上 （過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがない人）	B・C型 各500円 ※3	血液検査
ピロリ菌検査 ※2		満20歳以上49歳以下 （過去にピロリ菌検査、除菌治療を受けたことがない人）	500円 ※3	血液検査
骨の健康度測定		満40歳以上	500円 ※3	かかとの骨強度測定（超音波） （医療機関（個別）での受診はできません）
歯科健康診査		満18歳以上 （妊産婦は18歳未満も可）	無料	口腔内診査、健診結果に基づく歯科保健指導等 （後期高齢者被保険者は府後期高齢者医療広域連合の無料健診になります）

※1 高槻市国民健康保険加入者以外の方は、加入している各医療保険者にお問合せください。

※2 特定健診時に希望により同時に受診できます。

ただし、集団健診では前立腺検査、ピロリ菌検査及び肝炎ウイルス検診のみの受診はできません。

※3 無料制度あり。対象は各種健（検）診対象者のうち、以下に該当する人。①70歳以上の人②65～69歳で一定の障がいがある後期高齢者医療被保険者③生活保護世帯、市民税非課税世帯（要事前申請／申請受付・交付は平日のみ）

健康教室

食生活や運動など健康づくりに関する知識を楽しく実践して身につけ、生活習慣病などを予防するための健康教室を行っています。

対象者 40歳以上75歳未満の人

利用料 無 料

実施場所 保健センター

出前健康・栄養講座

ご指定の場所にお伺いして、依頼に応じた健康づくりに関する出前講座を行います。

対象者 15名以上のグループ

利用料 無 料

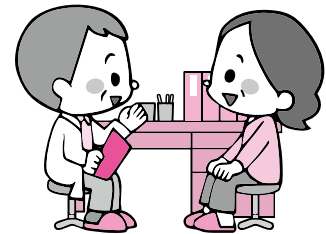
健康相談会

医師・管理栄養士・保健師・薬剤師が個別に健康についての相談に応じます。

対象者 健康診査の結果や体・健康に関するご相談のある人

利用料 無 料

実施場所 保健センター、公民館



健診・保健指導

ご加入の医療保険の種類や年齢によって、下記の表のとおり、健診・保健指導が受けられます。詳しい健診の内容や受診場所は、加入している医療保険者（保険証を発行しているところ）にお問い合わせください。

	保 険 の 種 類			若年者	生活保護受給者
	高槻市国民健康保険	勤務先等の健康保険等	後期高齢者医療		
対象者	当該年度において40歳～74歳（75歳の誕生日前日まで）の国民健康保険加入者	当該年度において40歳～74歳（75歳の誕生日前日まで）の被保険者及びその被扶養者	満75歳以上の人（65歳～74歳の一定の障がいがあると認められた人を含む）	満30歳～39歳の人	保険証等をお持ちでない当該年度40歳以上の生活保護受給者
費用	無 料	加入している医療保険者にお問い合わせください	無 料		
問合せ先	高槻市健康づくり推進課 ☎ 674-8800		大阪府後期高齢者医療広域連合 ☎ 06-4790-2031	高槻市健康づくり推進課 ☎ 674-8800	

こころの健康相談・難病の方のためのサービス

問合せ／高槻市保健所 保健予防課 ☎661-9332

こころの健康相談

保健師・社会福祉士等の相談員が、ご本人やご家族のこころの病気（うつ病、統合失調症、アルコール依存症など）に関するご相談に応じます。必要時には、市嘱託の精神科医師、精神保健福祉士（予約制）が応じます。

なお、現在治療中の治療内容については、直接主治医にご相談ください。

難病の医療費助成制度と療養生活の支援

- ・医療費助成の対象疾病（以下の指定難病348疾病）については、保険診療医療費の自己負担分（一部）が公費負担となります。
- ・保健師が療養生活などに関するご相談に応じます。

1	球脊髄性筋萎縮症
2	筋萎縮性側索硬化症
3	脊髄性筋萎縮症
4	原発性側索硬化症
5	進行性核上性麻痺
6	パーキンソン病
7	大脳皮質基底核変性症
8	ハンチントン病
9	神経有棘赤血球症
10	シャルコー・マリー・トゥース病
11	重症筋無力症
12	先天性筋無力症候群
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
15	封入体筋炎
16	クロー・深瀬症候群
17	多系統萎縮症
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
19	ライソゾーム病
20	副腎白質ジストロフィー
21	ミトコンドリア病
22	もやもや病
23	プリオン病
24	亜急性硬化性全脳炎
25	進行性多巣性白質脳症
26	HTLV-1関連脊髄症
27	特発性基底核石灰化症
28	全身性アミロイドーシス
29	ウルリッヒ病
30	遠位型ミオパチー
31	ベスレムミオパチー
32	自己食空胞性ミオパチー
33	シュワルツ・ヤンペル症候群
34	神経線維腫症
35	天疱瘡
36	表皮水疱症

37	膿疱性乾癬（汎発型）
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群
39	中毒性表皮壊死症
40	高安動脈炎
41	巨細胞性動脈炎
42	結節性多発動脈炎
43	顕微鏡的多発血管炎
44	多発血管炎性肉芽腫症
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
46	悪性関節リウマチ
47	バージャー病
48	原発性抗リン脂質抗体症候群
49	全身性エリテマトーデス
50	皮膚筋炎／多発性筋炎
51	全身性強皮症
52	混合性結合組織病
53	シェーグレン症候群
54	成人発症スチル病
55	再発性多発軟骨炎
56	ベーチェット病
57	特発性拡張型心筋症
58	肥大型心筋症
59	拘束型心筋症
60	再生不良性貧血
61	自己免疫性溶血性貧血
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症
63	免疫性血小板減少症
64	血栓性血小板減少性紫斑病
65	原発性免疫不全症候群
66	IgA 腎症
67	多発性嚢胞腎
68	黄色靱帯骨化症
69	後縦靱帯骨化症
70	広範脊柱管狭窄症
71	特発性大腿骨頭壊死症
72	下垂体性ADH分泌異常症

73	下垂体性TSH分泌亢進症
74	下垂体性PRL分泌亢進症
75	クッシング病
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
78	下垂体前葉機能低下症
79	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）
80	甲状腺ホルモン不応症
81	先天性副腎皮質酵素欠損症
82	先天性副腎低形成症
83	アジソン病
84	サルコイドーシス
85	特発性間質性肺炎
86	肺動脈性肺高血圧症
87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
89	リンパ脈管筋腫症
90	網膜色素変性症
91	バッド・キアリ症候群
92	特発性門脈圧亢進症
93	原発性胆汁性胆管炎
94	原発性硬化性胆管炎
95	自己免疫性肝炎
96	クローン病
97	潰瘍性大腸炎
98	好酸球性消化管疾患
99	慢性特発性偽性腸閉塞症
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
101	腸管神経節細胞減少症
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群
103	CFC症候群
104	コステロ症候群
105	チャージ症候群
106	クリオピリン関連周期熱症候群
107	若年性特発性関節炎
108	TNF受容体関連周期性症候群
109	非典型型溶血性尿毒症症候群
110	ブラウ症候群
111	先天性ミオパチー
112	マリネスコ・シェーグレン症候群
113	筋ジストロフィー
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
115	遺伝性周期性四肢麻痺
116	アトピー性脊髄炎
117	脊髄空洞症
118	脊髄髄膜瘤

119	アイザックス症候群
120	遺伝性ジストニア
121	脳内鉄沈着神経変性症
122	脳表ヘモジデリン沈着症
123	HTRA1関連脳小血管病
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
126	ペリー病
127	前頭側頭葉変性症
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎
129	痙攣重積型（二相性）急性脳症
130	先天性無痛無汗症
131	アレキサンダー病
132	先天性核上性球麻痺
133	メビウス症候群
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
135	アイカルディ症候群
136	片側巨脳症
137	限局性皮質異形成
138	神経細胞移動異常症
139	先天性大脳白質形成不全症
140	ドラベ症候群
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
142	ミオクロニー欠伸てんかん
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
144	レノックス・ガストー症候群
145	ウエスト症候群
146	大田原症候群
147	早期ミオクロニー脳症
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
150	環状20番染色体症候群
151	ラスムッセン脳炎
152	PCDH19関連症候群
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
154	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びびまん性脳症
155	ランドウ・クレフナー症候群
156	レット症候群
157	スタージ・ウェーバー症候群
158	結節性硬化症
159	色素性乾皮症
160	先天性魚鱗癬
161	家族性良性慢性天疱瘡
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
163	特発性後天性全身性無汗症
164	眼皮膚白皮症

165	肥厚性皮膚骨膜炎
166	弾性線維性仮性黄色腫
167	マルファン症候群／ロイス・ディーツ症候群
168	エーラス・ダンロス症候群
169	メンケス病
170	オクシピタル・ホーン症候群
171	ウィルソン病
172	低ホスファターゼ症
173	VATER症候群
174	那須・ハコラ病
175	ウィーバー症候群
176	コフィン・ローリー 症候群
177	ジュベール症候群 関連疾患
178	モワット・ウィルソン症候群
179	ウィリアムズ症候群
180	ATR-X症候群
181	クルーゾン症候群
182	アペール症候群
183	ファイファー症候群
184	アントレー・ビクスラー症候群
185	コフィン・シリズ症候群
186	ロスムンド・トムソン症候群
187	歌舞伎症候群
188	多脾症候群
189	無脾症候群
190	鰓耳腎症候群
191	ウェルナー症候群
192	コケイン症候群
193	プラダー・ウィリ症候群
194	ソトス症候群
195	ヌーナン症候群
196	ヤング・シンプソン症候群
197	1 p36欠失症候群
198	4p欠失症候群
199	5p欠失症候群
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
201	アンジェルマン症候群
202	スミス・マギニス症候群
203	22q11.2欠失症候群
204	エマヌエル症候群
205	脆弱X症候群関連疾患
206	脆弱X症候群
207	総動脈幹遺残症
208	修正大血管転位症
209	完全大血管転位症
210	単心室症

211	左心低形成症候群
212	三尖弁閉鎖症
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
215	ファロー四徴症
216	両大血管右室起始症
217	エプスタイン病
218	アルポート症候群
219	ギャロウェイ・モフト症候群
220	急速進行性糸球体腎炎
221	抗糸球体基底膜腎炎
222	一次性ネフローゼ症候群
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
224	紫斑病性腎炎
225	先天性腎性尿崩症
226	間質性膀胱炎（ハンナ型）
227	オスラー病
228	閉塞性細気管支炎
229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
230	肺胞低換気症候群
231	$\alpha 1$ -アンチトリプシン欠乏症
232	カーニー複合
233	ウォルフラム症候群
234	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
235	副甲状腺機能低下症
236	偽性副甲状腺機能低下症
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
240	フェニルケトン尿症
241	高チロシン血症1型
242	高チロシン血症2型
243	高チロシン血症3型
244	メープルシロップ尿症
245	プロピオン酸血症
246	メチルマロン酸血症
247	イソ吉草酸血症
248	グルコーストランスポーター1欠損症
249	グルタル酸血症1型
250	グルタル酸血症2型
251	尿素サイクル異常症
252	リジン尿性蛋白不耐症
253	先天性葉酸吸収不全
254	ポルフィリン症
255	複合カルボキシラーゼ欠損症
256	筋型糖原病

257	肝型糖原病
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
260	シトステロール血症
261	タンジール病
262	原発性高カイロミクロン血症
263	脳腱黄色腫症
264	無 β リポタンパク血症
265	脂肪萎縮症
266	家族性地中海熱
267	高IgD症候群
268	中條・西村症候群
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
270	慢性再発性多発性骨髄炎
271	強直性脊椎炎
272	進行性骨化性線維異形成症
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症
274	骨形成不全症
275	タナトフォリック骨異形成症
276	軟骨無形成症
277	リンパ管腫症/ゴーハム病
278	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
279	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
280	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
282	先天性赤血球形成異常性貧血
283	後天性赤芽球癆
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
285	ファンconi貧血
286	遺伝性鉄芽球性貧血
287	エプスタイン症候群
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
289	クローンカイト・カナダ症候群
290	非特異性多発性小腸潰瘍症
291	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）
292	総排泄腔外反症
293	総排泄腔遺残
294	先天性横隔膜ヘルニア
295	乳幼児肝巨大血管腫
296	胆道閉鎖症
297	アラジール症候群
298	遺伝性脾炎
299	嚢胞性線維症
300	IgG4関連疾患
301	黄斑ジストロフィー
302	レーベル遺伝性視神経症

303	アッシャー症候群
304	若年発症型両側性感音難聴
305	遅発性内リンパ水腫
306	好酸球性副鼻腔炎
307	カナバン病
308	進行性白質脳症
309	進行性ミオクローヌスてんかん
310	先天異常症候群
311	先天性三尖弁狭窄症
312	先天性僧帽弁狭窄症
313	先天性肺静脈狭窄症
314	左肺動脈右肺動脈起始症
315	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症
316	カルニチン回路異常症
317	三頭酵素欠損症
318	シトリン欠損症
319	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
321	非ケトーシス型高グリシン血症
322	β -ケトチオラーゼ欠損症
323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
324	メチルグルタコン酸尿症
325	遺伝性自己炎症疾患
326	大理石骨病
327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
328	前眼部形成異常
329	無虹彩症
330	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
331	特発性多中心性キャッスルマン病
332	膠様滴状角膜ジストロフィー
333	ハッチンソン・ギルフォード症候群
334	脳クレアチン欠乏症候群
335	ネフロン癆
336	家族性低 β リポタンパク血症1(ホモ接合体)
337	ホモシスチン尿症
338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
339	MECP2重複症候群
340	線毛機能不全症候群(カルタグナー症候群を含む。)
341	TRPV4異常症
342	LMNB1関連大脳白質脳症
343	PURA関連神経発達異常症
344	極長鎖アシル-CoA脱水素酵素欠損症
345	乳児発症STING関連血管炎
346	原発性肝外門脈閉塞症
347	出血性線溶異常症
348	口ウ症候群

福祉サービス事業

市内に居住する要介護者や、在宅で日常生活を営むのに支障がある方に福祉サービスを提供しています。

【移送サービス】

市内に居住され、普段車イスで生活しておられる介護が必要な高齢者や重度の障がいのある方が、気軽に外出できるようにスロープ付き自動車で外出するための援助を行います。

対 象 者

介護保険法における「要介護者」及び「要支援者」、身体障害者福祉法における「身体障がい者」、その他肢体不自由・内部障がい・精神障がい・知的障がい等により日常的に車いすを使用し、独立した歩行が困難な者であって単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者。なお、サービス利用にあたっては介助者の同乗が必須となります。

内 容

通院や公共施設の利用、レクリエーションへの外出時に、スロープ付自動車でボランティアによる送迎を行います。

登 録 料

年間 1,200円（年度途中の登録料＝月割1か月100円×登録月数）

利 用 料

1乗車につき

1.5km未満	300円	21.5km～23.5km未満	2,500円
1.5km～ 3.5km未満	500円	23.5km～25.5km未満	2,700円
3.5km～ 5.5km未満	700円	25.5km～27.5km未満	2,900円
5.5km～ 7.5km未満	900円	27.5km～29.5km未満	3,100円
7.5km～ 9.5km未満	1,100円	29.5km～31.5km未満	3,300円
9.5km～11.5km未満	1,300円	31.5km～33.5km未満	3,500円
11.5km～13.5km未満	1,500円	33.5km～35.5km未満	3,700円
13.5km～15.5km未満	1,700円	35.5km～37.5km未満	3,900円
15.5km～17.5km未満	1,900円	37.5km～39.5km未満	4,100円
17.5km～19.5km未満	2,100円	39.5km～40.5km未満	4,300円
19.5km～21.5km未満	2,300円		

※1 料金は、1乗車当たりの金額で往復の場合は2乗車

※2 取消料300円（利用日当日に迎えに行った時点でのキャンセルについて徴収いたします）

※3 原則片道40.5kmまで。

適用方法

（1）1乗車ごとに移送サービス車のトリップメーターにより算出した利用料金を適用

（2）1乗車利用料の起点・終点（往復の場合は2乗車）

起点：乗車地点 終点：降車地点 但し、通行料・駐車料が必要な場合は、実費負担要

【車いすの貸出】

高槻市民の方で、高齢・ケガや病気などにより一時的に身体に不自由をきたし、車いすを必要とされる方へ貸出をしています。

※介護保険制度を利用できる方はそちらを優先してください。

利 用 料

1日30円×利用日数（貸出日～返却日）

受付時間

平日午前8時45分～午後5時（※土日祝日、年末年始を除く）

利用期間

原則6ヶ月まで

日常生活自立支援事業

権利侵害を受けやすい認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者、身体障がい者の権利を擁護するため、また安心して地域生活がおくれるように、福祉サービスの利用援助相談、日常的金銭管理サービス、通帳や諸書類・はんこ等の預かりサービスを提供しています。

対 象 者	日常生活を営むために、本人のみでは必要な判断などを適切に行うことが困難な方
利 用 料	収入や預貯金の額によって、サービスごとに無料～3,000円／月。相談は無料
問合せ先	☎661-7000

暮らしの総合相談事業

場 所	高槻阪急スクエア6階（社会福祉協議会相談室）
受付時間	午後1時～3時〔祝日・年末年始は休み〕※予約不要

【身近な福祉相談（暮らしの相談）】

開 催 日	毎週月・金曜日
相談できること	高齢者や障がい者、その家族、子育て中の方などの日常生活の悩みや心配に関すること

【スマホの使い方相談】

開 催 日	毎週火曜日
相談できること	スマートフォンの日常的な使い方に関すること

【心配ごと相談】

開 催 日	毎週水曜日
相談できること	家庭や身の回りの心配ごとに関すること

【ボランティア相談】

開 催 日	毎週木曜日
相談できること	ボランティアに関すること

問合せ先	☎681-8719（ただし、受付時間中）
-------------	----------------------

地区福祉委員会による支援事業

【小地域ネットワーク活動】

誰もが地域の中で安心して生活できるように、地区福祉委員会が地域住民と関係機関・団体の参加と協力による支え合い、助け合い活動として、「個別援助活動」と「グループ援助活動」からなる小地域ネットワーク活動を行っています。

個別援助活動

高齢者の要望により、家庭を定期的に訪問し、
 ①見守り、声かけ訪問（ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦で高齢者地域支えあい事業対象者以外の方等）
 ②簡易なお手伝い
 などの個別援助活動を行います。

グループ援助活動

地域の高齢者、障がい児者、子育て中の親など、参加を希望される方を対象に
 ①ふれあい食事（会食）サービス
 ②いきいきサロン
 ③地域リハビリサロン
 ④子育てサロン（子育て中の親子が対象）
 ⑤地域の交流の場づくり（ふれあい喫茶）
 ⑥世代間交流（子どもとのふれあい交流）
 などのグループ援助活動を行います。

コミュニティソーシャルワーク（CSW）事業

市内に居住している方を対象に、地域に出向き、日頃の暮らしの中の困ったこと、悩んでいること、誰に相談すればいいかわからないことなどの相談にのり、一緒に解決方法を考えます。

コミュニティソーシャルワーカーとは、行政や地域包括支援センター、ボランティア、民生委員児童委員、地区福祉委員会、社会福祉施設、警察、医療機関等と連携して、課題の解決につながるよう手助けしていく社会福祉士・精神保健福祉士の資格を持つ専門相談員です。

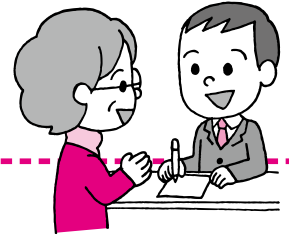
問合せ先 高槻市社会福祉協議会（☎674-7494）

●福祉向上のための活動

民生委員児童委員の活動

民生委員児童委員は、民生委員法及び児童福祉法に基づき設けられており、厚生労働大臣と高槻市長が委嘱します。その活動としては、高齢者、障がいのある方、児童、ひとり親家庭、低所得者世帯などの福祉向上のために

- ①必要な援助についての相談 ②関係行政機関等への協力
 - ③地域福祉活動への協力 ④各種社会福祉調査活動
- などを行います。



問合せ先 高槻市民生委員児童委員協議会（☎674-7163）

●その他の機関 お問い合わせ先

高槻島本夜間休日応急診療所

高槻市八丁西町1番10号 ☎683-9999

夜間や休日に急病になったときに応急処置をする診療所です。健康保険証、医療証を忘れずにお持ちください。

【内科・小児科・外科の診療時間】

平日：午後9時から翌日午前7時

土曜日：午後3時から翌日午前7時

日・祝日：午前10時から正午／午後2時から午後5時／午後7時から翌日午前7時

※受付時間は、各診療時間の開始30分前から終了30分前まで

※交通事故、労災事故の取り扱いはいたしません

※往診・入院はできません

※状況により受付と診療の順番が変わることがあります

※当日の状況によって、受付を途中で停止する場合があります

【歯科の診療時間】

日・祝日：午前10時から正午／午後2時から午後5時

※受付時間は診療時間の開始30分前から終了30分前まで

※義歯修理など技工を要する処置はできません

※往診・入院はいたしません

※状況により受付と診療の順番が変わることがあります

市内のかかりつけ医に関する相談

●高槻市医師会

高槻市城東町5番1号 高槻市立総合保健福祉センター3階

☎661-0123 FAX 676-0897

ホームページ <https://www.takatsuki.osaka.med.or.jp/>

消費生活に関する相談

●高槻市立消費生活センター

高槻市紺屋町1番2号 クロスパル高槻2階

☎682-0999 FAX 683-5616

(月～金曜日9:00～12:00/13:00～17:00 年末・年始・祝日を除く)

介護保険などの情報については、下記のホームページでご覧いただけます

○高槻市役所 <https://www.city.takatsuki.osaka.jp/>

※高槻市では介護保険制度の案内や、高齢者の方への各種サービス、介護予防に関する知識などをホームページに掲載しています。

○大阪府庁 <https://www.pref.osaka.lg.jp/>

○介護サービス情報公表システム

※介護保険サービス事業者情報の公表状況について閲覧することができます。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>